

財務省告示第四百十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十七年三月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十七年四月八日

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第四十四 回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成 十六年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関す る法律（平成十六年法律第二十 二号）第二条第一項並びに国債 整理基金特別会計法（明治三十 九年法律第六号）第五条第一項 及び第五条ノ二	成替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし 、価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行（以下「非 とするものによる発行（以下「非

五

方募

入 決 定 の

競争入札発行」という。及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて財務大臣が各国債市場特別参加者ごとくに応募限度額を定めるもの。以下「国債市場特別参加者」による発行（以下「国債市場」）に非価格競争入札」という。別参加者・第 非価格競争入札発行」という。）

口

非 競 争 入

各申込みの応募額を案分により

札

非 競 争 入

各申込みの応募額を案分により

八

国 債 市 場

各債市場特別参加者ごとの応募

者

・ 第 加

募限度額の範囲内において各申

非

入 札 競 争

入札競争

争

入 札 競 争

入札競争

行

入 札 競 争

入札競争

六

イ 発 行 額

億円金額で一兆九千七百七十九

イ

入 札 競 争

億円金額で一兆九千七百七十九

額

十 万 円

十 万 円

額

十 万 円

十 万 円

額

十 万 円

十 万 円

額

十 万 円

十 万 円

額

十 万 円

十 万 円

額

十 万 円

十 万 円

十 一	十 一	九	八	七										八	口														
				イ																									
発 行 価 格	日	振 替 単 位	最 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 場	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入	入 札 発 競	価 格 競 争	払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 場	国 債 市 場	札 発 行 入	非 競 争 入									
																					口								
平 成 十 七 年 三 月 二 十 五 日	す の 整 数 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	五 万 円				万 千 五 百 五 十 五 億 八 千 七 百 七 十 五	千 七 百 五 十 五 億 三 百 三 十 二 万 六 千	二 百 六 十 六 億 三 千 三 百 三 十 二 万 六 千	九 十 一 億 七 百 八 十 九 億 七 千 二 百	一 兆 九 千 七 百 八 十 九 億 七 千 二 百		七 百 五 十 五 億 円				ノ 二 債 の 規 定 に 基 づ き 計 行 した 利	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条	百 六 億 五 千 三 百 万 円	付 国 債 に つ いて 、 面 金 額 で 二	ノ 二 債 の 規 定 に 基 づ き 計 行 した 利	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条	億 三 千 四 百 十五 万 円	い て 、 額 で 一 兆 七 十	に 基 づ き 、 同 法 第 五 条 ノ 債 に つ	十 万 円 、 同 法 第 五 条 ノ 債 に つ	額 面 金 額 七 十 億 三 千	発 行 した 利 付 金 額 一 兆 七 十	法 第 五 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

十 十
三 二

口 イ

の 経 利 発 競 加 場 び 札 非 入 価
払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格
込 利 入 価 ・ 別 債 行 争 発 競
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争

額 上 額
面 の 面
金 そ 金
額 れ 額
百 ぞ 百
円 れ 円
に の につ
つ き 募 価
き 百 格
円 五 銭
銭 以

(一) 年
○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
は、払込金額に追加した金額を第
二式により算出した金額を第
十号の規定する期日に払い込
むものとする。
市場特別参加者・たし、国債
競争入札の募集価格決定の通
知を格別に入札者へ通知する
受けた者は、競争入札の募集
価格決定の通知を格別に入札
行分と第分
と国債市場は、非競争参加者
の募集価格決定の通知を格別
に入札者へ通知する。
非競争入札の募集価格決定の
通知を格別に入札者へ通知す
るものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
おいて、振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものにつ
いては、前記(一)の算式により
た金額から当該金額に百分の
十を乗じた金額(ただし、当該
国債発行時にあっては、外国
者が非居住者又は外国法人
である場合には、前記(一)の
算式による)

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金支額
十七 償還金支額
十八 元利支額
十九 払込参加
二十 払込参加

算出た金額に当該居住者又は外国人が適用を受ける所得は、外国税率を乗じた金額を控除する。平成十七年九月二十日支払った金額を、平成十七年九月二十日支払った金額を、次式により算出した。算出した金額が、その翌営業日に支払うときは、その翌営業日に支払う。以下、

$$\text{償還金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を、その日以前六月間に属する利子を、平成二十年三月二十日、平成二十年三月二十日、日本銀行に、つき、百円、財務大臣から通知を受けた者、平成十七年三月二十五日